

議案第 106 号

鳥取県町村消防災害補償組合の解散について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、平成 29 年 3 月 31 日をもって鳥取県町村消防災害補償組合を解散し、鳥取県町村職員退職手当組合（平成 29 年 4 月 1 日以後は、鳥取県町村総合事務組合）に事務を承継する協議をすることについて、同法第 290 条の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 8 日

三朝町長 吉田 秀光

